

浜岡原子力発電所 1、2号機 解体撤去物 クリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認証の受領について(3回目)

2021年9月10日

当社は、浜岡原子力発電所 1、2号機の廃止措置に伴い発生する解体撤去物へのクリアランス制度(注1)の適用に向け、必要な手続きを進めています。このたび、2021年7月1日に原子力規制委員会に申請した解体撤去物(廃止措置の第2段階前半において発生)の放射能濃度の測定および評価結果の確認について、同委員会から同申請に係る確認証を受領しましたので、お知らせします。

今後、クリアランス制度の適用認可を受けた残りの解体撤去物についても、放射能濃度の測定および評価をおこない、その結果について確認申請をおこなっていく予定です。

さらに、廃止措置を進める過程で発生する解体撤去物に対しても、都度、クリアランス制度の適用に向け、必要な手続きを進めてまいります。

主な理由(内容)

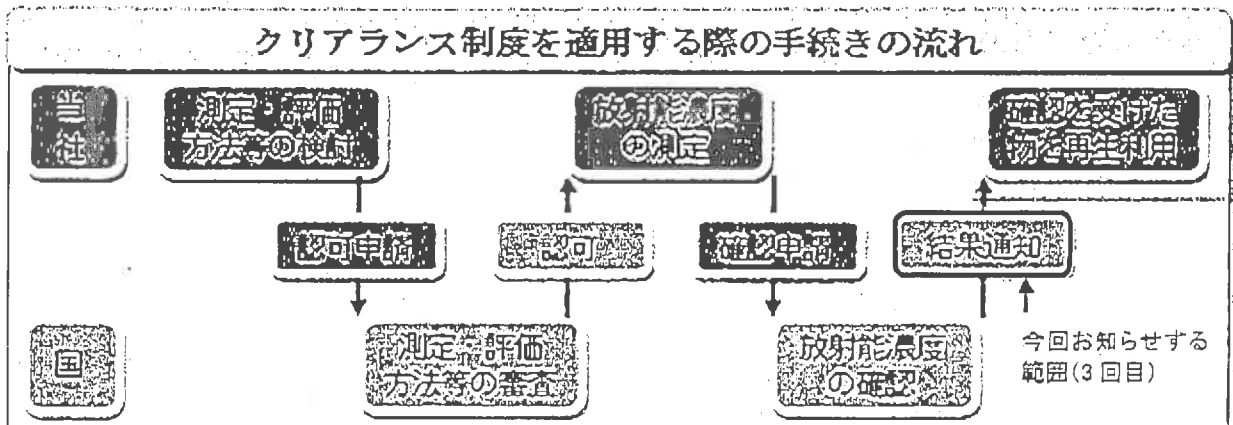
1. 対象物

浜岡 1、2号機解体撤去物においてクリアランス制度適用に係る認可を受けたもの(重量:約7,682トン)のうち一部(重量:約289トン)
(2021年7月1日申請)

2. 放射能濃度の測定および評価結果

当社が実施した放射線測定装置を用いた測定および評価の結果、確認申請対象物の放射能濃度(コバルト(Co-60)、セシウム(Cs-134、Cs-137)など)は、法令で定められる基準値を超えていないことを確認しました。

注1 原子力発電所の運転・保守や解体に伴って発生する物の中には、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響がほとんどないことから、法令上「放射性物質として扱う必要がないもの」とされる物が数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に定める基準以下であることを確認した物については、再生利用や産業廃棄物として処分することができます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。



以上

浜岡原子力発電所 1、2号機 解体撤去物のクリアランス制度適用に係る
これまでのお知らせ内容について

- ・浜岡原子力発電所 1、2号機 廃止措置に伴い発生する解体撤去物のクリアランス制度適用に係る認可申請について (2017年10月17日 お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 1、2号機 廃止措置に伴い発生する解体撤去物のクリアランス制度適用に係る認可申請書の一部補正について (2018年11月29日、2019年2月19日 お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 1、2号機 廃止措置に伴い発生する解体撤去物のクリアランス制度適用に係る認可について (2019年3月19日 お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について (2019年3月25日 お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可について (2019年9月4日 お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 1、2号機 解体撤去物のクリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認申請について (2019年11月1日 お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 1、2号機 解体撤去物のクリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認証の受領について (2020年3月16日 お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 1、2号機 解体撤去物のクリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認申請について(2回目) (2020年9月10日 お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 1、2号機 解体撤去物クリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認証の受領について(2回目) (2020年12月11日 お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 1、2号機 解体撤去物のクリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認申請について(3回目) (2021年7月1日 お知らせ済み)

以上